

# 飛鳥地域における空間利用形態についての一試論

## －掘立柱建物の統計的分析を通して－

相原 嘉之

### I. はじめに

「詔曰、賜右大臣宅地四町。直廣式以上二町。大参以下一町。勤以下至無位、隨其戸口。其上戸一町。中戸半町。下戸四分之一。王等亦准此。」

これは日本で初めて条坊制を備えた「新益京」<sup>1)</sup>の宅地班給の記事、『日本書紀』持統5年(691)12月乙巳(8日)条である。この記事からも知られるように、新益京では最大4町から最低1/4町の宅地が官人に班給されていたことがわかる。次の奈良時代の平城京では宅地班給の記事は知られていないが、その副都である後期難波京では『続日本紀』天平6年(734)9月辛未(13日)条「班給難波京宅地。三位以上一町以下。五位以上半町以下。六位以下四分之一町之一。」とある。新益京に比べて半分程の面積の班給しかない。しかし、これを遡る天武朝の副都・前期難波京での宅地班給の記事は『日本書紀』天武12年(683)12月庚午(17日)条「詔曰、凡都城宮室、非一処、必造兩参。故先欲都難波。是以、百寮者、各往之請家地」と記され、宅地規模については記していない<sup>2)</sup>。では新益京以前の飛鳥地域での宅地の位置・構造とはいかなるものであろうか。これまで発掘調査が実施されている飛鳥中心部には、小墾田宮・飛鳥宮・嶋宮などの宮殿・離宮や飛鳥寺・川原寺・橘寺の寺院しか存在しない。つまり、飛鳥の中心部では宅地の存在する空間的余地がないのである。飛鳥地域の宅地の位置については、後に検討するように、その周辺地域に存在するという見通しをもっている。残念ながら飛鳥周辺地域では広範囲な調査が行われてはおらず、条坊制が施工されていない飛鳥では、宅地の構造までは明らかではなかった。しかし、近年の調査において宅地と考えられる遺構の一部が確認されつつある。ただし、これらは建物の一部あるいは数棟が検出されただけで、建物の配置や宅地規模は依然として不明のままである。

飛鳥地域の宅地について論じたものには岸俊男・木下正史氏の研究がある。岸氏は主に天武天皇の皇子宮について、『日本書紀』『万葉集』などの記載からその位置について比定した(岸1981)。一方、木下氏は文献史料と共に発掘調査資料を用いて宅地の位置について検討を加えている(木下1991・1994)。共に宅地の位置や立地について検討し、飛鳥地域の宅地利用の一端を明らかにした。また、筆者も宮殿・宅地遺構を含めた、飛鳥地域の開発推移を時期ごとに検討したことがあり、その分布の変遷を通して倭京の実像にせまった。その結果、時期によってその範囲が異なり、京としては7世紀後半以降に形成され、7世紀前半にはその母胎が芽生えはじめていたと結論づけた(相原1993)。しかし、これまでの検討では飛鳥地域の宅地利用実態までは明らかとはなっていない。本稿では飛鳥地域における宅地空間の利用形態について検討を試みたい。しかし、未だ宅地の全貌を調査できた地点は乏しく、資料不足の感は否めない。また、飛鳥の宅地を考えるにあたっては、次の新益京の宅地との比較検討なしには成立し得ない。そこで、本稿では建物そのものがもつ属性を比較することによって、7世紀後半の飛鳥地域における空間利用形態についての考察を行うと共に、新益京における宅地班給状況との比較を試みることにする。

## II. 飛鳥地域の宅地遺構

ここでは発掘調査で検出された新益京以前の宅地遺構について概観する。これらの中には宅地の一面だけが判明した例が多く、遺跡の性格についても宅地ではなく、官衙的性格が強いとされるものも含まれる。これらについては個々の概要で注記しておきたい。

**藤原宮内裏東官衙下層遺跡** 後の藤原宮の造営される平坦地に位置する。遺跡は掘立柱塀によって方形の区画が形成されていると考えられるが、北辺は調査区外であり南北規模は不明である。東西規模については西辺塀が確認できないが、検出状況からみて平安時代の遺構に破壊されている可能性が高い。とすれば東西約41～45mとなる。この区画の南辺西寄りに11間(7尺)×2間(7尺)の東西棟建物があり、その北東には3間以上(6尺)×2間(8.5尺)の南北棟がある。飛鳥浄御原宮時代の官衙か藤原宮造営に関連する施設の可能性が指摘されている(奈文研1985・1988a)。

**藤原宮西方官衙下層遺跡** 後の藤原宮西方官衙が造営される平坦地に位置する。遺跡は条坊に規制された区画の中にあり、2～3棟の小規模建物で一単位を形成している。柱穴規模や柱間間隔が狭く、ばらつきも大きい(奈文研1978a)。ただし現在の調査成果からは、長大な建物を除いては、藤原宮期の西方官衙との識別が難しい。

**藤原宮東南隅下層遺跡** 遺跡は後に藤原宮の造営される平坦地に位置する。検出したのは掘立柱塀で形成される区画の東南隅と推定される。掘立柱塀は9尺等間で東西6間分、南北2間分を確認しており、その外側には溝がめぐる。7世紀後半の土器が出土している。藤原宮期になると門と東西の塀が作られているが、大垣と外濠は確認できなかった(奈文研1975)。

**藤原京左京六条三坊下層遺跡** 香具山西裾に流れる中の川の西の平坦地に位置し、後の藤原京左京六条三坊東北坪の下層にあたる。遺跡は北辺を検出していないが、東西幅66.1mの掘立柱塀に囲まれている。南辺の中央には3間×1間の門が取り付け、その北側に4間分の目隠し塀がある。区画内には3棟の南北棟建物があるが、正殿は北方の未調査地に推定される。これらの遺構から飛鳥Ⅳ～Ⅴの土器が出土する(奈文研1986・1987a)。

**興善寺跡** 香具山南麓の南へ延びる尾根上に位置する。検出した遺構には桁行7間、梁行4間の10尺等間の東西棟の正殿とその前面を区画する掘立柱塀、入り口に相当する切通しがある。7世紀末～8世紀初頭である(檜原市1992)。

**雷丘北方遺跡** 雷丘北方の飛鳥川までの東から西へ下がる緩い平坦面に位置し、後の左京十一條三坊西南・西北坪にあたる。検出した遺構には四面庇の正殿と脇殿・前殿がある。これらを東西78mの掘立柱塀が囲む。遺跡の中軸は坪の中軸線に一致し、敷地は南北二町分にまたがる(奈文研1992・1994・1995a)。

**奥山リウゲ遺跡** 山田道の北側で、奥山久米寺の南東にあたり、東から西への傾斜地にあたる。検出した遺構は南北棟掘立柱建物が1棟だけだが、6間(7.5尺)×2間(10尺)で、柱穴も一辺100～140cmの大型である。地形からみて東方に正殿と東脇殿が推定され、この建物は西脇殿になる可能性がある。7世紀後半の遺跡である(明日香村1990)。

**上ノ井出遺跡** 飛鳥資料館建設に伴って発見された遺跡で山田道の北側にあたり、丘陵のやや奥まった南斜面に位置する。ここでは大規模に整地された中に掘立柱建物や井戸・石組暗渠がある。7世紀後半を中心とした遺跡である(奈文研1973)。

**平吉遺跡** 甘樫丘北麓にあたり、北西へ緩傾斜する平坦地に位置する。検出した7世紀後半の遺構には掘立柱建物・塀・池状遺構・炉などがある。特に、建物とこれに取り付く塀がこ

の遺構群の中心になっており、遺構方位もこれに合う。また、L形の堀に囲まれた内側に炉が3基検出されている。工房関連の施設と推定されている。なお、7世紀前半の遺物には豊浦寺関連瓦が大量に出土している（奈文研1978b）。

**藤原京右京十二条四坊下層遺跡** 石川池の北西300mの台地上にあたる。飛鳥時代の遺構は整地層上につくられた石組の暗渠だけである。幅70cmで延長24.5mを検出した。途中木樋を使用している箇所もある（千塚資料館1994）。

**小原宮ノウシロ遺跡** 大伴夫人之墓の東方100mにあたり、東西にのびる尾根上に位置する。検出した遺構には掘立柱建物3棟と掘立柱堀1条がある。調査区の関係で建物規模は確定できないが、数時期の変遷がみられる（明日香村1991）。

**東山マキド遺跡** 飛鳥坐神社の東400mにあたり、南東から北西へのびる尾根上の平坦面に位置する。この平坦面は地形図をみるかぎり東西200mにわたって削平されている状況がみられ、飛鳥時代の造成の可能性がある<sup>3)</sup>。検出した遺構には掘立柱建物8棟、掘立柱堀2条があり、数時期の変遷が伺われるが、調査区の関係で規模の確定できるものはない。しかし、この中には庇付の建物も含まれる。7世紀代の遺跡で、周辺地域は中臣鎌足の誕生地にあたることから、中臣氏に関係する遺跡である可能性もある（明日香村1992）。

**飛鳥池遺跡** 飛鳥寺の東南に位置する谷部にあたる。遺跡は飛鳥寺の東南辺の道路の南にひろがり、ほぼ中央にある掘立柱堀を境に、北側に管理施設、南側に工房施設が分かれる。出土遺物から、金・銀・銅・鉄製品・ガラス・玉・漆製品・瓦、そして富本銭を作っていた総合工房であることが判明している（奈文研1998・1999a）。

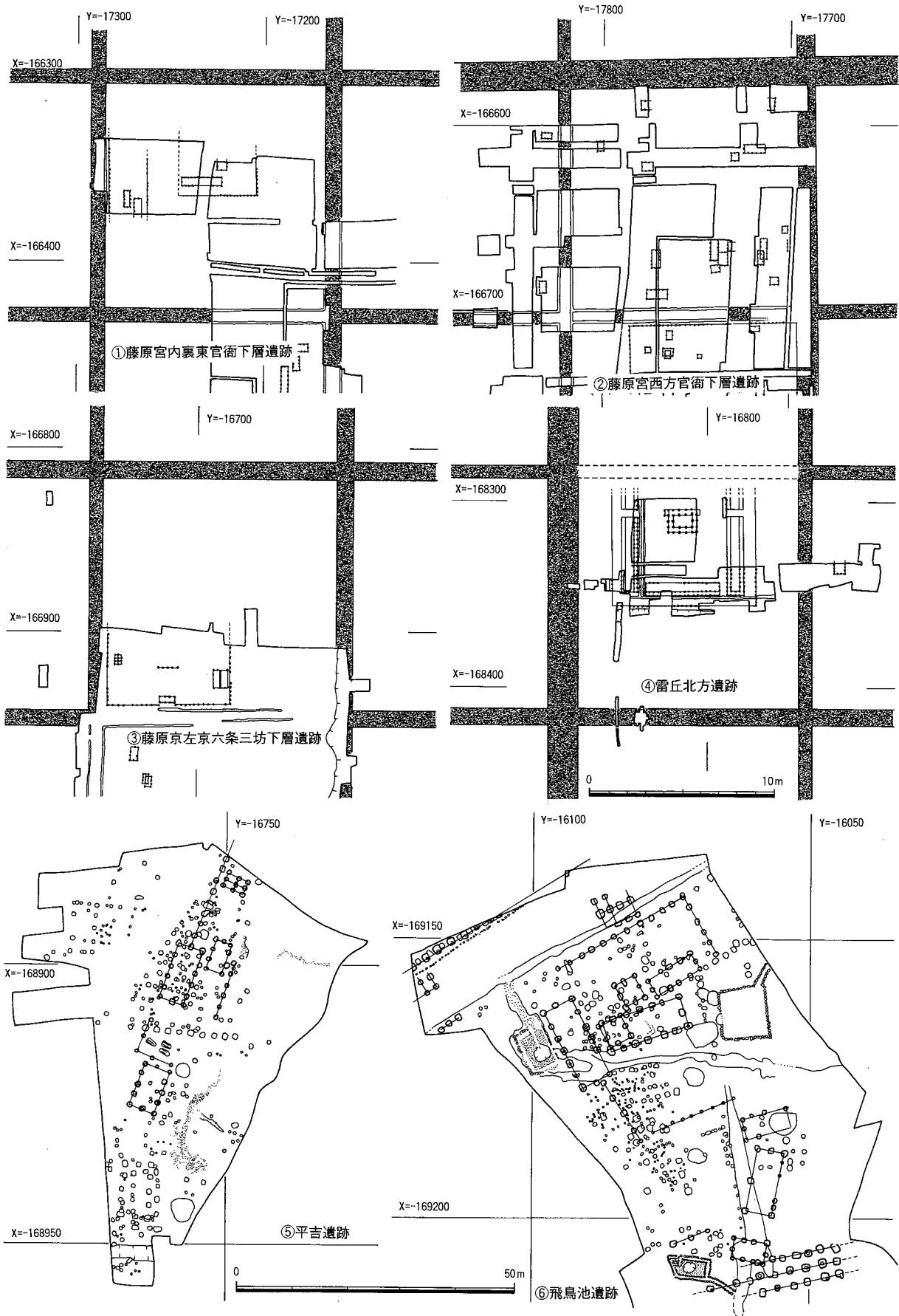
**酒船石遺跡** 酒船石遺跡の北東にあたり、南東から北西への斜面に位置する。検出した遺構は南北棟掘立柱建物1棟だけであるが、桁行4間以上、梁間2間以上で柱間10尺・9尺で、柱穴の一辺も100～110cmと大型である。酒船石遺跡関連か邸宅遺構のいずれかの性格が考えられている（明日香村1996）。

**川原ケブタ遺跡** 甘樫丘東南麓の谷筋にあたり、北東から南西へ傾斜する。検出した遺構は長辺90cm、短辺60cmの柱穴2基だけだが、位置・埋土・形態からみて、掘立柱建物の柱穴と推定される。柱間は6mで、梁間2間（10尺）の南北棟建物と推定できる（明日香村1994）。

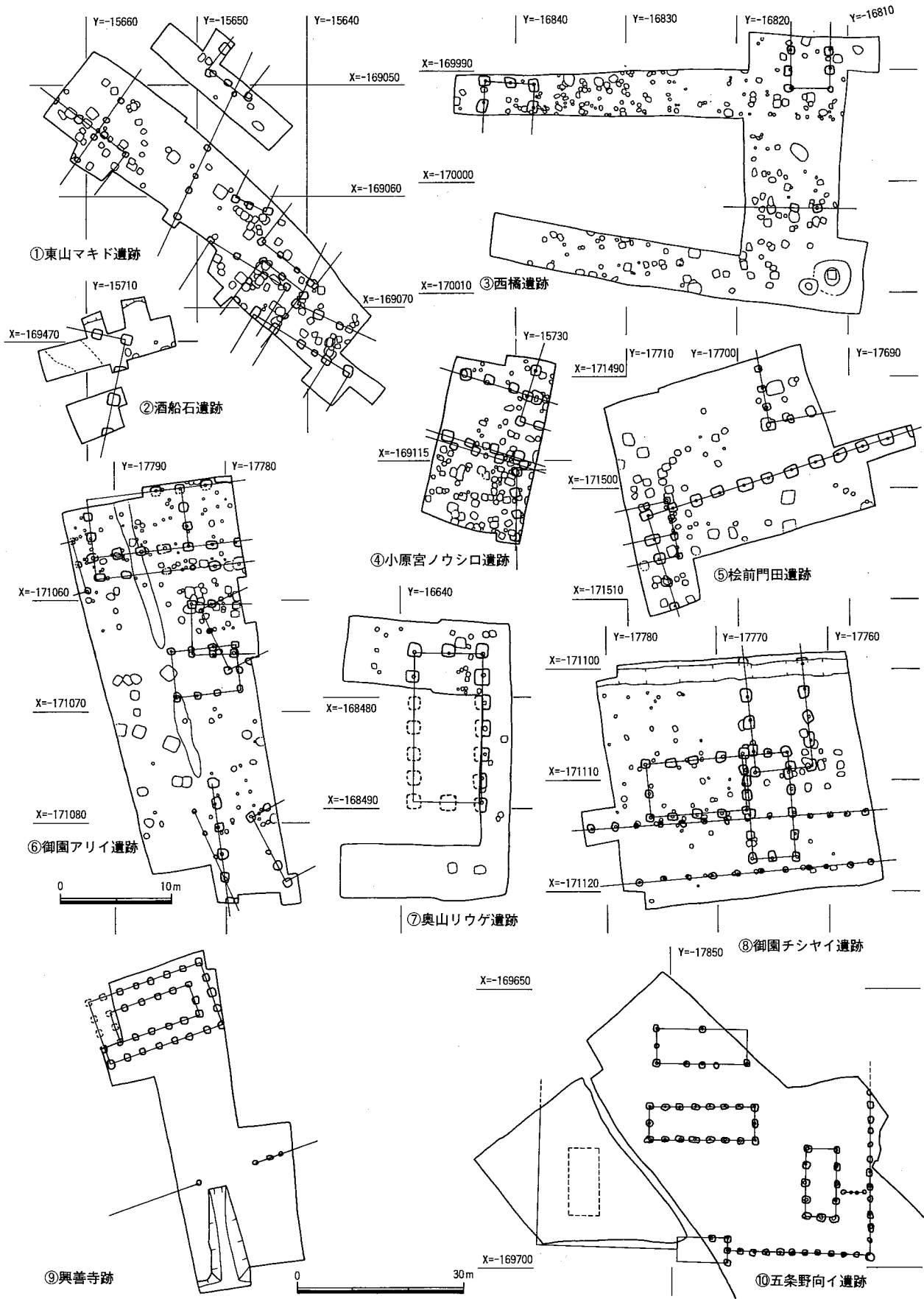
**五条野向イ遺跡** 見瀬丸山古墳の南東にあたり、南東から北西へのびる尾根上の平坦面に位置する。検出した遺構には掘立柱堀に囲まれた正殿・後殿・東脇殿・南門がある。区画堀は南辺・東辺の一部を確認しただけだが、東西60mの区画が推定される。この南辺には八脚門がとりつき、門の南には通路が推定される<sup>4)</sup>。南門を入ると7間（9尺）×2間（10尺）の正殿があり、さらに後方に6間（9尺）×2間（10.5尺）の後殿がある。正殿の斜め前方には脇殿があり、コ字形の配置が推測される。7世紀後半～末の時期である（千塚資料館1999）。

**小山田遺跡** 甘樫丘南麓の南へと延びる尾根を削平して、約80m四方の平坦面が形成されている。現地にはすでに養護学校が建設されており、遺構の検出は難しいが、「旦波國多貴評草上」と記された木簡が出土している（和田1991）。また、南の谷では東西道路と交差する南北道路が検出されており、小山田遺跡への進入路と考えられる（明日香村1998）。

**西橋遺跡** 西橋遺跡は橋寺西方の尾根上に位置し、尾根の最も高い場所に幅12mの東西道路が通過する。検出した遺構には掘立柱建物2棟と掘立柱堀1条がある。共に、調査区の関係で規模は確定できないが、一辺1mの柱穴掘形をもつものもある。この南の谷には大量の土器と共に木簡・木製品も出土しており、7世紀中頃のものとして推定している（明日香村1993）。また、



第1図 飛鳥地域の宅地遺構① (①~④: 1/3000、⑤~⑥: 1/1000)



第2図 飛鳥地域の宅地遺構② (①~⑧: 1/500、⑨~⑩: 1/1000)

遺跡南半には桁行5間以上、梁間2間の身舎に南庇が付く東西棟掘立柱建物がある。柱間寸法は6.5尺等間で、飛鳥Vの溝よりも古いことから、7世紀後半の建物であろうか<sup>5)</sup>。

**立部ヨウトマエ遺跡** 定林寺の南東300mにあたり、北西に緩傾斜するやや奥まった位置にあたる。検出した遺構は掘立柱建物1棟だけだが、桁行5間、梁間2間で、柱間寸法は8尺等間である。柱穴掘形は一辺1mとやや大きい。7世紀代の建物と推定している<sup>6)</sup>。

**阪田ミヤノ口下遺跡** 都塚古墳の南東150mの南から北への傾斜地に位置する。検出した遺構は7世紀後半の幅50cmの石組溝一条だけだが、この南に宅地が存在する可能性が高い(明日香村2000b)。

**平田クルマゴエ遺跡** 中尾山古墳の北側の尾根にあたり、尾根頂部からやや東に下った平坦面に位置する。検出した遺構は掘立柱建物2棟である。共に南北棟で、うち1棟は一辺1mの掘形をもつ。7世紀後半の土器が出土している(檀考研1983a)。

**御園アリエ遺跡** 阪合交差点の北東に位置する。方位によって4時期の変遷がみられる。このうちⅢ期は桁行7間以上の南庇付大型建物を中心に計画的な建物配置がみられる。御園チシヤイ遺跡とは東西道路を挟んだ位置にある(明日香村1997a)。

**御園チシヤイ遺跡** 阪合交差点の南東に位置する。重複関係から4時期の変遷がみられる。特に、北端で検出した東西溝は道路南側溝の可能性もある(檀考研1984a)。

**桧前門田遺跡** 檜隈寺の東130mの位置にする。検出した遺構は東西塀と西端で南へ折れる南北塀で、区画施設の北西隅である。これらの柱穴規模は一辺80~140cmの大型のものである。周辺地形からみて、50m四方の区画が推定される。その位置から檜隈寺の造営・管理に参与した有力渡来系氏族の宅地と推定されている(明日香村1997b)。

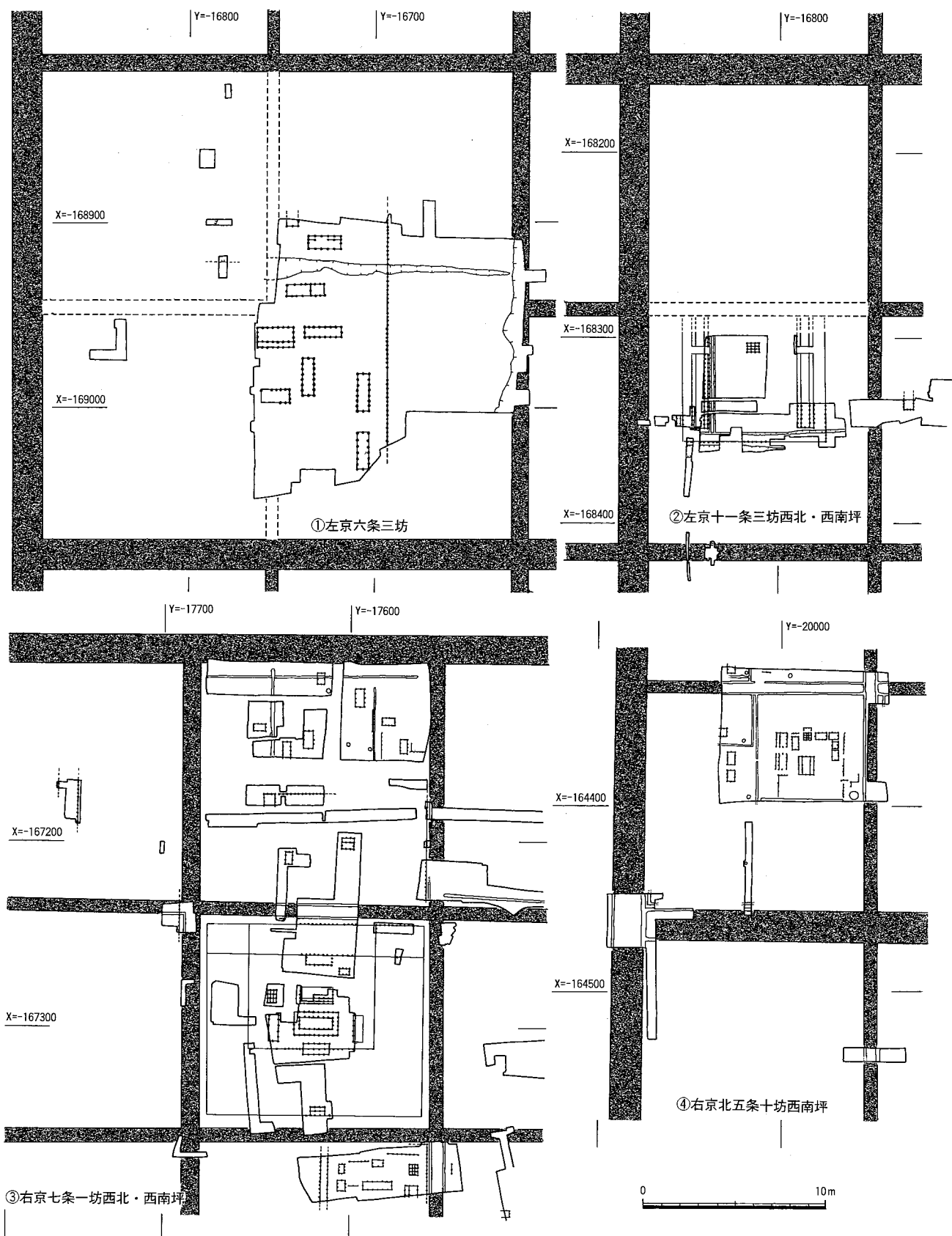
**桧前上山遺跡** 紀路の東にあたる尾根の上部に位置する。検出した遺構には掘立柱建物・塀・土塁状遺構がある。建物は尾根頂部(土塁状遺構)から東に降りた場所に位置し、3間×2間の南北棟で、ほかにも多数の柱穴群がある。2トレンチでは3間×3間の総柱建物がある。出土遺物には磚・榛原石がある。7世紀後半を中心とする(檀考研1983b)。2次調査でも4間×2間の掘立柱建物や塀がみついている。その性格については官衙的性格が指摘されている(檀考研1985)。

**佐田遺跡群** 紀路の西にあたる丘陵上に位置する。検出した遺構には、掘立柱建物・塀・竪穴住居がある。紀路を挟んで東に位置する桧前上山遺跡と共に飛鳥外城の防御施設と推定されている(檀考研1984b)。

この他にも遺物が出土しただけのものもある。**高家遺跡**では尾根上から投棄されたと考えられる土器が大量に出土している(檀考研1996)。**山田寺下層遺跡**では、山田寺造営時の整地層や以前の遺構から7世紀前半の土器が出土しており、蘇我倉山田石川麻呂の邸宅が近辺にあったことが推定されている(奈文研1990b)。**中尾山古墳隣接地**では掘割状遺構が検出され、7世紀中頃~後半の土器が大量に出土している(檀考研1983c)。**甘樫丘東麓遺跡**では7世紀中頃の焼土層があり、蘇我蝦夷の邸宅の可能性が指摘されている(奈文研1995b)。**飛鳥池東方遺跡**ではL形に折れる掘立柱塀があり、方形区画を形成している可能性もある(奈文研1999b)。**御園西浦遺跡**でも掘立柱塀が検出されている(明日香村1999)。

### Ⅲ. 新益京の宅地利用形態

新益京の宅地については、一部の地域を除いて明らかではなかった。それは平城京・長岡京



第3図 新益京の宅地遺構 (1/3000)

等の都城遺跡に比べて、京内における調査面積が少ないことによる。さらに新益京の京域については従来より広い「大藤原京」が近年提示され、その実態が徐々に明確になりつつある<sup>7)</sup>。その「大藤原京」域については、昨年はじめて遺跡として周知され(奈良県1998)、ようやく行政的にこの地域を調査できる体制が整いつつある。ここでは近年の調査成果を基に竹田政敬氏がまとめている新益京の宅地についての考察(竹田1998)を基に、新益京の宅地利用について整理しておきたい。

新益京の宅地のうち、これまでの調査で占地の状況がある程度判明するものには、四町宅地が1例、二町宅地が4例、一町宅地が15例、二分の一町宅地が1例、四分の一町宅地が12例、八分の一町宅地が4例ある。

**四町宅地**については、左京六条三坊の藤原京後半期がある。坊中軸線上に正殿・前殿があり、その東及び南東に4棟の脇殿がある。西半部については未調査であるが、左右対称の建物配置が推定されている。右大臣の宅地、あるいは左京職の可能性が指摘されている(奈文研1986・1987a・1988b)。

**二町宅地**については、左京六条三坊東北・東南坪の藤原京期前半、右京七条二坊東北・東南坪、左京七条一坊東北・東南坪、左京十一条三坊西北・西南坪がある。右京七条二坊東北・東南坪は宅地内の様子は不明だが、宅地の東外郭塀が七条条間路を越えて両坪に延びることから、二町占地であることがわかる。左京七条一坊東北・東南坪では「皇子宮」「帳内」と記された木簡が出土したことや坪内に大型建物がみられることから、皇子クラスの宅地と推定されている(千塚資料館1995)。左京十一条三坊西北・西南坪の藤原京期は坪中軸線上に総柱建物の正殿とその南東・南西に長廊状の脇殿、その後方にも脇殿があり西南坪を越え、西北坪にまたがる(奈文研1992・1994・1995a)。

**一町宅地**については、左京一条四坊西南坪・左京二条三坊西南坪・右京二条三坊東北坪・東南坪・西南坪・右京三条三坊東北坪・西北坪・東南坪・左京四条三坊B期・右京六条四坊西南坪・左京七条二坊東南坪・左京七条三坊西南坪・右京七条一坊西南坪・右京八条一坊東北坪・右京十一条四坊西北坪がある。しかしながら建物配置の判明する調査例は少ない<sup>8)</sup>。この中で右京七条一坊西南坪では坪内を内郭と外郭の二重に囲み、それぞれ南辺中央に門を置く。内郭には四面庇の正殿の背後に後殿、東西に脇殿を配し、左右対称の配置をとる。その配置からみて、官衙ではなく宅地の可能性が高い(奈文研1987b)。また、左京四条三坊東南・西南坪(B期)では両坪の南北二分する位置に塀をたて、両坪南半を一体として使用している例もある(奈文研1991a)。

**二分の一町宅地**については、右京七条一坊西北坪が推定されている。坪の南北二分線に塀を設け、坪を二分している。北半ではさらに溝によって東西に3区画をつくる(奈文研1991b)。

**四分の一町宅地**については、右京北五条十坊西南坪・東南坪・西北坪・左京四条三坊東北坪・西北坪・右京八条一坊西北坪・右京十条四坊西北坪・右京十条五坊西南坪などがある。これらの多くは坪を二分する位置に道路・溝等の区画施設があるだけであるが、建物配置の判明する右京北五条十坊西南坪には、同坪の北西部に、二面庇の主殿を中心に両側に附属建物がある(橿原市1997)。右京八条一坊西北坪でも中心に6×2間の建物をおき、左右に脇殿風建物がある(奈文研1999c)。

**八分の一町宅地**については、右京北五条十坊西南坪・左京北三条四坊西南坪・右京八条四坊西南坪・右京八条五坊西南坪がある。



新益京の宅地は藤原宮同様に、二町以上の宅地は先行条坊を埋め立てて占地する。また二分の一町以下の宅地は1町を道路・堀・溝によって等分割し占地することが判明している。その立地は、大規模宅地が藤原宮の周辺に多くみられる傾向があり、一方、東西四坊よりも遠方に四分の一町以下の宅地がみられる傾向がある。また、これまでの調査では宮内・京内において藤原京時代でも2時期の変遷がみられる調査例があるが、先行条坊施工の7世紀後半～8世紀初頭に限っても、①先行条坊の施工期（宮造営以前の遺構）②藤原宮造営期（宮造営に関する遺構）③官衙造営期（藤原宮前半）④官衙改修期（藤原宮後半）と複雑な変遷が指摘されている（奈文研1996）。このことからみても、7世紀後半の遺構の性格についてもにわかに確定しがたい。さらに、宮内よりも京内については条坊施工後の遺構について、それが藤原京遷都以前か遷都後の遺構なのかの確定が難しい。

#### IV. 新益京の掘立柱建物

前章では新益京の宅地利用例について概観してきたが、現状では飛鳥地域の宅地と直接比較することができない。そこで本稿では掘立柱建物そのものもつ属性についての比較を試みてみたい<sup>9)</sup>。その分析項目は、建物の桁行間数・桁行寸法・梁行間数・梁行寸法・柱穴掘形径である。データの抽出にあたっては、1999年末までに各調査機関から公表されている報告・速報を基にして、寺院附属建物を除いた宮殿・官衙・宅地の掘立柱建物を集成した。しかし、柱間寸法や柱穴径などは報告文章に記載のないものも多く、この場合小縮尺の図面から読みとったものもある。よって、その誤差は否定できない。なお、柱穴径については、各建物の中でも柱穴掘形径が異なるので、最も平均的なものを抽出して算出した。また、桁行・梁行間数については、桁行・梁行間数が確定している建物だけをデータとし、規模の確定しない例えば「桁行5間以上」というものについては除外している。データの空間・時間的範囲としては東西20坊・南北18条の新益京内の藤原京期（飛鳥V）とし、時期については報告文に拠る。また、十二条大路以南については、石神遺跡・飛鳥池遺跡及び山間部でしか建物は確認されておらず、共に官衙・（官営）工房とされているので、ここでは除外した。次章の飛鳥地域に含めたい。

##### 藤原宮・新益京における各属性の平均

藤原宮内の掘立柱建物の各属性の平均は、桁行6.44間・桁行7.67尺・梁行2.14間・梁行7.76尺・柱穴掘形92.0cmである。これに対して、藤原宮を除く新益京内の掘立柱建物の各属性の平均は、桁行3.65間・桁行6.70尺・梁行2.02間・梁行6.48尺・柱穴掘形64.5cmである。

##### 宅地規模による属性平均の変化

新益京内にある宅地遺構については、前章でみたように四町～八分の一町までの宅地が発掘調査で確認されている。これは占地の規模だけでなく、建物それぞれがもつ属性についても、宅地規模に応じて異なることが予想される。そこで各宅地規模に応じて建物の属性にどのような差異があるのかをみてみたい。なお、京内における官衙については左京六条三坊が左京職の可能性も指摘されているが、現段階においては確定できない。よって、ここでは京内すべての遺構を宅地とみなして論を進める。

四町宅地における掘立柱建物の各属性の平均値は、桁行6.66間・桁行9.40尺・梁行2.18間・梁行9.54尺・柱穴掘形108.3cmである。

二町宅地における掘立柱建物の各属性の平均値は、桁行6.27間・桁行7.36尺・梁行2.36間・梁行6.81尺・柱穴掘形94.4cmである。

一町宅地における掘立柱建物の各属性の平均値は、桁行4.30間・桁行7.08尺・梁行2.15間・梁行6.77尺・柱穴掘形80.5cmである。

二分の一町宅地の掘立柱建物の各属性の平均値は、桁行3.12間・桁行6.95尺・梁行2.09間・梁行6.68尺・柱穴掘形60.0cmである。

四分の一町宅地の掘立柱建物の各属性の平均値は、桁行3.54間・桁行6.52尺・梁行2.04間・梁行6.24尺・柱穴掘形62.2cmである。

八分の一町宅地の掘立柱建物の各属性の平均値は、桁行3.20間・桁行5.88尺・梁行2.00間・梁行5.82尺・柱穴掘形55.0cmである。

以上のデータからわかるように、平均値でみると、宅地規模に応じて掘立柱建物の各属性が変化している。つまり宅地の規模の大きさとほぼ比例して建物規模も大きいということが指摘できよう。

このような傾向が指摘できるものの、例えば宅地の中でも正殿などの中心建物とそれを支える雑舎では当然建物の規模は異なるであろう。実際のところ、平均値では中心建物が平均値以上の建物クラスとなり、雑舎が平均以下のクラスと成りかねない。そこで、次に属性のデータ分布をみてみることにする。

#### 宅地規模による属性のデータ分布の変化

平均値よりも、より実際のデータに即した属性のデータ分布の変化についてみていきたい。そのデータについては表1～5に記した通りである。

桁行間数については、藤原宮で2～20間までの建物があり、3間の建物が24.1%と最も多い。次いで多いのが6～7間の建物で合わせて24.1%ある。10間以上の建物は8棟あるが、東方官衙・西方官衙の長殿状建物である。四町宅地では8間までの建物があるが、7間が66.6%と過半数を越えており、5間が22.3%でこれに続く。次の二町宅地では3間と5間が共に33.3%ずつと最も多い。ただし、17間の長殿状建物が1棟(11.1%)例外的にある。一町宅地では8間までの建物があるが、3間の建物が37.8%あり、これに続いて4～7間の建物も一割以上の比率である。二分の一町宅地では、4間までの建物があり、このうち3・4間の建物が共に37.5%あり、両方で7割以上を占めることになる。四分の一町宅地では2～6間までの建物があるが、3間の建物が51.6%と過半数を占め、4間の建物が32.3%でつづく。八分の一町宅地では2～4間までの建物で、うち3・4間の建物が共に40.0%で8割を占める。

桁行寸法については、藤原宮で4～10尺と14尺の建物があるが、14尺の建物は1棟だけで例外と考えられる。9尺の建物が22.7%あり、8尺・10尺の建物が17～18%で続く。四町宅地では8～11尺までの建物があるが、9尺が60.0%と最も多く、8尺が20%と続く。二町宅地では9尺までの建物があるが、8尺が45.5%と最も多く、7尺が27.2%で続く。一町宅地では10尺までの建物があるが、7尺が28.1%と最も多く、8尺(17.5%)及び5・6・9尺が続く。二分の一町宅地は8尺までの建物があるが、7・8尺の建物が共に36.4%を占める。四分の一町宅地には8尺までの建物があるが、7尺が37.8%で最も多く、6尺が32.4%で続く。八分の一町宅地では7尺までの建物があるが、6尺が76.9%で過半数を越える。

梁行間数については藤原宮・各宅地に限らず、2間のものが最も多い。3間のものは藤原宮及び二町以上の宅地では20%を越え、一町宅地では10%以上、二分の一町から四分の一町の宅地では10%未満となる。さらに八分の一町の宅地では梁間3間の建物は確認されていない。

梁行寸法では、藤原宮で11尺までの建物があるが、9尺が18.4%で最も多い。しかし、続く

5～8・10尺の建物も10%以上の比率で存在する。一方、宅地では四町宅地では11尺までの建物があるが、10尺の建物が45.5%を占め、9尺が36.3%でこれに続く。二町宅地では9尺までの建物があるが、6・7尺の建物が共に27.3%を占め最も多い。一町宅地では10尺までの建物があるが、7・6尺の建物が28.6・26.8%を占める。二分の一町宅地では8尺までの建物があるが、8尺が36.4%を占め、つづく6尺が27.3%でこれにつづく。四分の一町宅地では8尺までの建物があるが、6尺が34.9%を占め、次に7尺が20.9%で続く。八分の一町宅地では7尺までの建物があるが、5～7尺の建物が共に28.6%を占める。

柱穴掘形径でみると、藤原宮内では40～170cmの規模の柱穴があるが、100～120cmの柱穴が多い。四町宅地では70～120cmの柱穴があり、120cmの柱穴が66.6%で過半数を占めている。二町宅地では50～130cm柱穴があるが、100cmの柱穴が33.4%で最も多く、80cmの柱穴が22.2%でつづく。一町宅地では40～150cmの柱穴があるが、60cmの柱穴が23.1%で最も多く、70cmの柱穴が13.5%でつづく。二分の一町宅地では30～80cmの柱穴があるが、60cmの柱穴が63.6%あり、体勢を占めている。四分の一町宅地では40～110cmの柱穴があるが、60cmが29.0%あり、つづいて40・50cmの柱穴が19.4%でつづく。しかし、100～110cmの柱穴も少数存在する。八分の一町宅地では30～70cmの柱穴があり、40cmの柱穴が42.9%で最も多く、70cmの柱穴が28.6%がこれに続く。

#### 庇の有無による宅地の利用状況

庇の有無によって建物の大きさが大きく変わる。庇付き建物の比率は、藤原宮内では掘立柱建物のうち11.9%、新益京内では6.2%、四町宅地では8.3%、二町宅地では23.1%、一町宅地では7.9%、二分の一町宅地では9.1%、四分の一町宅地では9.3%で、八分の一町宅地では現在のところ確認されていない。数値だけでみると、宅地規模において庇付建物の比率に違いがみられないが、これはデータ数に問題があると考えている。特に四町宅地と二分の一町宅地の総数は少ない。ただし、八分の一町規模の宅地に庇付建物がないことは重要である。特に、四面庇の建物は京内では2棟だけ確認されており、1棟は一町宅地である右京七条一坊西南坪の正殿である。もう1棟は右京六条五坊東北坪にある。また、興善寺跡では四面庇建物ではないが特殊な建物がある<sup>10)</sup>。二面庇の建物は京内で6棟確認されており、一町宅地（右京二条三坊東南坪）の正殿、四分の一町宅地（右京北五条三坊西南坪）の正殿、二町宅地の脇殿群に存在する。

#### 宅地規模による掘立柱建物の属性

これまでの分析による新益京の宅地規模による掘立柱建物の各属性の違いについてまとめてみると、以下のようにまとめることができよう。しかし、四町と二町宅地については建物の属性だけでは明確な分離は難しく、両者をまとめてあつかう方が妥当であろう。同様に二分の一町と四分の一町も一括に扱う方が良いと考える。よってここでは、4段階に区別して掘立柱建物の属性について記していきたい。

**Aクラス**・・桁行間数：5・7間が主で、9間以上は基本的にはない。

桁行寸法：8～9尺が主で、12尺以上はない。

梁行間数：2間で、2～3割の3間がある。

梁行寸法：6～10尺が主で、12尺以上はない。

柱穴掘形：100～120cm程である。

**Bクラス**・・桁行間数：3間が主で、4～7間も一定量あるが、9間以上はない。

桁行寸法：7尺が主で、9尺までは一定量あるが、11尺以上はない。

梁行間数：2間で、3間は2割程ある。

梁行寸法：6～7尺で、11尺以上はない。

柱穴掘形：60cmが主だが100cmまで一定量あり、150cm程のものもある。

備考：正殿に四面庇・二面庇が存在する。

**Cクラス**・桁行間数：3～4間が主で、7間以上はない。

桁行寸法：6～8尺が主で、9尺以上はない。

梁行間数：2間で、3間は一割以下である。

梁行寸法：6～8尺が主で、9尺以上はない。

柱穴掘形：60cmが主だが、100cm以上のものも稀にある。

備考：二面庇は正殿、庇付は脇殿にのみに少数ある。

**Dクラス**・桁行間数：3～4間が主で、5間以上はない。

桁行寸法：6尺が主で8尺以上はない。

梁行間数：2間で、3間はない。

梁行寸法：5～7尺が主で、8尺以上はない。

柱穴掘形：40cm程で、80cm以上はない。

備考：庇付建物は無い。

以上のように、新益京の宅地を掘立柱建物の属性によって4段階に区分した。それぞれ、Aクラスが二～四町宅地、Bクラスが一町宅地、Cクラスが二分の一～四分の一町宅地、Dクラスが八分の一町宅地の建物規模にあたる。しかし、これらの分析はあくまでも現状の数的データに基づいたもので、絶対条件ではない。現状での傾向を示していると考えている。

## V. 飛鳥地域における空間利用形態

### 飛鳥地域における各属性の平均

飛鳥地域の宮殿・離宮・官衙の掘立柱建物の各属性の平均は、桁行6.28間・桁行7.65尺・梁行2.29間・梁行7.65尺・柱穴掘形105.8cmである。これに対して、宮殿・離宮・官衙を除く飛鳥地域の宅地の掘立柱建物の各属性の平均は、桁行3.58間・桁行6.87尺・梁行2.00間・梁行6.76尺・柱穴掘形65.7cmである。

### 掘立柱建物の属性からみた宅地クラス

新益京では掘立柱建物の属性比較から4つのクラスに分けることができたが、飛鳥地域の宅地についてはどうであろうか。飛鳥地域で検出している建物を属性からみれば、Aクラスと考えられるものには興善寺跡・雷丘北方遺跡・酒船石遺跡・五条野向イ遺跡があり、Bクラスのものには藤原宮内裏東官衙下層遺跡・藤原京左京六条三坊下層遺跡・奥山リウゲ遺跡・東山マキド遺跡・立部ヨウトマエ遺跡・御園アライ遺跡・川原ケブタ遺跡・御園チシアイ遺跡、Cクラスと考えられるものには平吉遺跡・小原宮ノウシロ遺跡・西橋遺跡・平田クルマゴエ遺跡・桧前上山遺跡・佐田遺跡群がある。そしてDクラスと推定されるものには藤原宮西方官衙下層遺跡がある。ただし、各調査で検出した建物の数はそれぞれ少なく、その属性はある程度の傾向を示しているにすぎないことは注意しておかなければならない。また、少数の属性のみでは厳密にクラス分けができない場合も多く、A～Bクラスというようになるものも上記には含まれている。

### 掘立柱塀によって区画された宅地

飛鳥地域で検出される宅地には、区画塀の一面だけが確認されているものがある。むしろ区画の範囲とその内部の建物配置が判明する例はごくわずかである。掘立柱の区画塀が検出されているものには、藤原宮内裏東官衙下層遺跡・藤原宮東南隅下層遺跡・藤原京左京六条三坊下層遺跡・興善寺跡・雷丘北方遺跡・五条野向イ遺跡・桧前門田遺跡があり、小山田遺跡にも方形の区画が存在する可能性が高い。区画の規模についてはすでに記した通りであるが、40～70m代のものまでである。これは新益京の条坊規模に比べれば、1/2（四分の一町）程度にすぎないが、建物の属性の判明している雷丘北方遺跡や五条野向イ遺跡・藤原京六条三坊下層遺跡はAもしくはBクラスの宅地と推定できる。つまり新益京と比較すると区画規模に対して、建物の属性がより大きな宅地ランクを示しているのである。因みに、右京七条一坊の内郭の規模が50～60mで、藤原宮内裏東官衙は東西65m・南北71m、石神遺跡（藤原宮期）は70m四方の官衙区画である。これらのことから区画施設の規模よりも、その有無が重要であり、区画塀のあるものはBクラス以上の宅地とみるのが可能であろう。

### 石組溝を有する宅地

飛鳥地域では石組溝が検出される例が他の都城に比べて多い。飛鳥の宮殿に石敷を多く用いられることに一因がある。しかし、宮殿・官衙・寺院を除いては石組溝を使用した宅地は以外と少ない。まず、7世紀後半の飛鳥の宅地で石組溝が用いられている調査例としては、雷丘北方遺跡・上ノ井出遺跡・藤原京右京十二条四坊下層遺跡・平吉遺跡・飛鳥池遺跡・阪田ミヤノ口下遺跡の7例が知られている。これらの中には石組溝だけの検出もあり、必ずしも遺跡の性格が明らかではない。このうち飛鳥池遺跡・平吉遺跡は（官営）工房であることが判明している。また、雷丘北方遺跡はAクラスの宅地で、上ノ井出遺跡では大規模な整地が施されていることから、A～Bクラス程度の宅地と推定する。このように考えると飛鳥地域における宮殿・寺院関連施設、そして官衙以外に用いられる石組溝はA～Bクラスの宅地と推定してもよさそうである。とすれば、藤原京右京十二条四坊下層遺跡や阪田ミヤノ口下遺跡も同クラスの宅地である可能性が高い。

### 飛鳥地域の宅地利用の実態

このほかに遺物だけが出土した遺跡については、考古学的に宅地クラスを推定できない。しかし、甘樫丘東麓遺跡は蘇我蝦夷・入鹿の邸宅と推定されており、山田寺下層遺跡は蘇我倉山田石川麻呂の邸宅が推定されている。蘇我蝦夷・入鹿は当時天皇をも凌ぐ権力をもっており、Aクラスの可能性が高いが、蘇我倉山田石川麻呂の邸宅はBクラスと想定しておきたい。

以上の検討内容をここで改めて整理しておくと、以下のようになる。

**Aクラス**・・興善寺跡・雷丘北方遺跡・酒船石遺跡・五条野向イ遺跡・甘樫丘東麓遺跡

**Bクラス**・・（藤原宮内裏東官衙下層遺跡）・藤原京左京六条三坊下層遺跡

藤原宮東南隅下層遺跡・奥山リウゲ遺跡・上ノ井出遺跡・山田寺下層遺跡

東山マキド遺跡・川原ケブタ遺跡・小山田遺跡・立部ヨウトマエ遺跡

御園アリエ遺跡・御園チシヤイ遺跡・桧前門田遺跡

藤原京右京十二条四坊下層遺跡・阪田ミヤノ口下遺跡

**Cクラス**・・（平吉遺跡）・小原宮ノウシロ遺跡・西橋遺跡・平田クルマゴエ遺跡

桧前上山遺跡・佐田遺跡群

**Dクラス**・・藤原宮西方官衙下層遺跡（カッコは宅地以外の遺跡の性格を推定）

## VI. 総括～倭京と新益京の比較試論

飛鳥地域における宅地の空間的利用形態を検討するにあたり、本稿では次の新益京と比較することによって考察を試みた。しかし、飛鳥地域では建物配置などが判明する調査例は少ない。そこで掘立柱建物そのものがもつ属性を比較した結果、飛鳥地域の宅地の分布と階層をある程度推定することが可能となってきたと考える。ここでこれらをまとめ、改めて新益京との比較を行いまとめにかえたい<sup>11)</sup>。

飛鳥盆地の中心部分には飛鳥宮や小墾田宮・嶋宮の宮殿・離宮と飛鳥寺・川原寺・橘寺という寺院しか存在しない。つまり飛鳥中心部は宮殿・寺院空間であって、宅地空間ではない。宅地はその周辺部に存在することになる。しかし、宅地空間においても、ある程度の階級差が存在することが判明した。Aクラスの宅地は香具山山麓・飛鳥東方丘陵の裏側の山間部や甘樫丘・五条野の丘陵部の比較的飛鳥周辺部に位置する。特に、甘樫丘東麓遺跡では建物遺構こそ未検出だが、唯一、飛鳥中心部を望むことのできる位置にあり、Aクラスでも上位に推定できよう。Bクラスの宅地は飛鳥北方の平野部と飛鳥周辺の中山間部、そして桧前盆地中心部にある。北方の平野部にある藤原宮内裏東官衙下層遺跡・藤原宮東南隅下層遺跡・藤原京左京六条三坊下層遺跡ではいずれも条坊道路及び掘立柱の区画堀を伴う。これに対して飛鳥周辺中山間部の奥山リウゲ遺跡・上ノ井手遺跡・東山マキド遺跡・阪田ミヤノ口下遺跡・立部ヨウトマエ遺跡では山間の斜面を雛壇状に造成して宅地を形成している。桧前盆地では盆地中央で交差する道路に面して遺跡（宅地）が並ぶ景観がみられる<sup>12)</sup>。Cクラスの宅地はBクラス同様に飛鳥周辺の中山間部と桧前盆地の周辺山間部にある。特に、紀路に面する佐田遺跡群と桧前上山遺跡は飛鳥外城の性格が示唆されている。Dクラスの宅地には飛鳥北方平野部の藤原宮西方官衙下層遺跡がある。立地的にはBクラスの内裏東官衙下層遺跡や東南隅下層遺跡と同じだが、区画堀の有無や建物の属性によってわけることができる。

このようにみると、飛鳥地域の宅地は飛鳥盆地の宮殿域を中心とし、それをとりまくように存在している。大局的には上級クラスの宅地が近在し、下級クラスの宅地が遠方にあることになる。これは新益京の宅地が、大規模宅地が宮周辺にあり、小規模宅地が離れた位置にあることと共通する思想があることがわかる。ただし、天武天皇の皇子たちは史料からみて飛鳥周辺の中山間地域に位置することが推定されている。

では、いわゆる藤原京下層遺跡はいかなる性格をもつと推定できるのだろうか<sup>13)</sup>。後の新益京域ではすでに条坊道路が施工されており<sup>14)</sup>、宅地はその条坊区画の中に存在するが、藤原宮に位置する場所にも宅地が存在し、後の藤原宮の近くに大規模宅地が集中するという傾向もみられない。宅地規模についても雷丘北方遺跡を除いては一町以下であり、藤原宮下層遺跡でもBクラスとDクラスのもの混在しており、一律に扱うことはできない。これらは何を意味しているのだろうか。7世紀後半の飛鳥北方の条坊域では宅地を班給したのではなく、自由に、あるいは許可を得て住んでいたのではないだろうか。飛鳥地域では旧来からの居住形態・居住地を踏襲していたが、新益京域では新たに集住した人々が居住したと考えられる（寺崎1995）。これは飛鳥Ⅲから新益京域で居住が開始されていることや、Dクラスの小規模な宅地が存在することからも伺うことができる。そこで思い出されるのが、天武12年の難波京の宅地記事「是以、百寮者、各往之請家地」である。ここでは位階によって宅地規模を決定するのではなく、家地を請うとある。このことが同時期の飛鳥に、特に藤原京下層遺跡に適用できるのではないだろうか。つまり新益京の条坊の存在は、この段階ではまだ区画としての機能

藤原宮内裏東官衙下層遺跡



第4図 飛鳥地域の宅地遺構分布図 (1/25000)



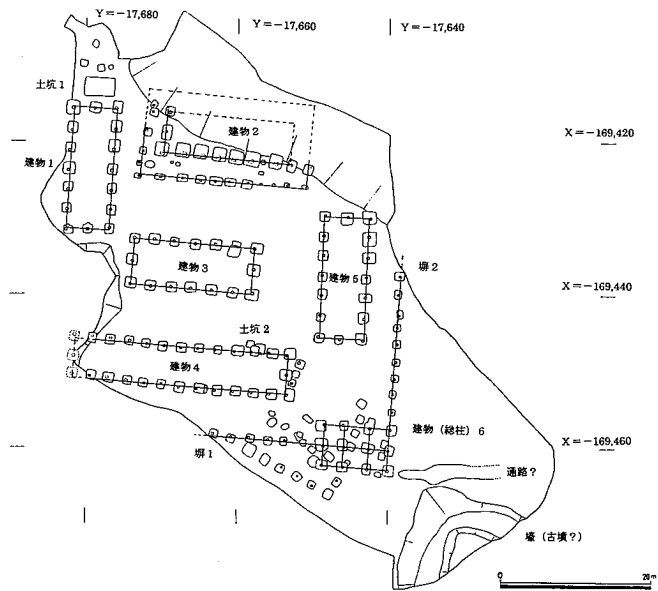
でしかなく（林部1999）、持統紀5年条「詔曰、賜右大臣宅地四町。直廣式以上二町。大参以下一町。勤以下至無位、隨其戸口。其上戸一町。中戸半町。下戸四分之一。王等亦准此。」の宅地班給によってはじめて都城としての官人の管理装置になったと考える<sup>15)</sup>。

以上のように、今回の分析結果から飛鳥地域の宅地空間は、次の新益京の宅地空間とを比較すると、宮殿を中心に宅地が取り巻くという点では新益京と共通する思想を伺わせるが、飛鳥地域では旧来の豪族層の居住地・形態を踏襲して宅地が形成されており、これに加えて皇族層<sup>16)</sup>や後の新益京条坊域では新たな官人層の宅地が形成されたものと推定できる。この両者が共存することが倭京の特徴であると考え。新益京では、天皇が官人たちに位階に応じて宅地の位置と場所を決め与えるという点では大きく異なる。その違いを端的に表しているのが「天武紀12年条」と「持統紀5年条」の2つの宅地班給記事であり、倭京と新益京の宅地空間利用形態の違いである<sup>17)</sup>。

本稿を成すにあたっては秋山日出男・亀田博・北村憲彦・清岡廣子・米田一・西光慎治・積山洋・竹田政敬・露口真広・寺崎保広・長尾充・長山雅一・納谷守幸・濱口和弘・平岩欣太・八木久栄・横関明世の各氏をはじめ多くの方からご教示をいただいた。ここに記して感謝の意を表します。（平成12年3月9日稿了）

（追記）

脱稿後の平成12年4月8日、橿原市五条野丘陵上の五条野内垣内遺跡で藤原京期の建物群が発見された（橿原市2000）。これは四面庇建物を正殿とし、前殿・前前殿、さらに非対象ながら両脇殿がある。これらを塀で囲み、東南隅に総柱の門がある。現地説明会資料では、中庭がないことから、官衙ではなく宅地と推定しており、皇子の邸宅の可能性を示唆している。本稿の検討成果からでは五条野内垣内遺跡は建物規模や四面庇正殿・区画塀の存在からAクラスの宅地と考えることができ、遺跡の位置・立地からも五条野向イ遺跡と同程度の建物群と理解できよう。この発見によって五条野地域では未発見の建物群が予想され、すでに住宅街となっている場所も含めて、再検討の必要性に迫られることになる。



第5図 五条野内垣内遺跡 (1/1000)

平成12年4月14日、橿原考古学研究所の亀田博氏の訃報にふれた。以前から体調を崩していたことは伺っていたが、その訃報は突然の出来事であった。研究対象が筆者と同じ飛鳥であったことから、これまでの調査・研究の成果については常日頃から多くのご教示をいただいております、今後もしもご指導をいただきたかったのに、非常に残念である。小稿をご霊前に捧げ、ご冥福をお祈りしたい。合掌。

（平成12年4月23日補稿了）



## 註

- 1) 「藤原京」については『日本書紀』においてその名称がみられず、新益京と記されている。筆者も以前に「藤原京」の造営と京域を考えるにあたって、新城から新益京への拡大を考えたことがある（相原1994）。京域の範囲についてはその後の調査で変更を余儀なくされているが、造営過程については以前の理解を捨ててはいない。よって本稿では遺跡として使用する「藤原京」以外は新益京と記すことにする。
- 2) これらの宅地班給記事の検討については山下1998に簡略にまとめられている。
- 3) 五条野向イ遺跡の発見に接して、現在地形図等にみられる尾根上の平坦面については、中・近世以降の改変だけでなく、飛鳥時代の造成の痕跡であるものが多く残っていることを認識した。また、小山田遺跡や東山地域でも平坦面がみられ、飛鳥時代の造成痕跡の可能性が高いと考えている。
- 4) このような道路と宅地の位置関係については、以前に検討したことがある（相原1999）。
- 5) 平成4年度に中山間地域農業基盤整備事業に伴って明日香村教育委員会が調査。
- 6) 平成5年度に中山間地域農業基盤整備事業に伴って明日香村教育委員会が調査。
- 7) 新益京の京域に関する研究史は大脇1998に詳しい。
- 8) 一町宅地の中には整然とした建物配置をしているものと、していないものが存在する。班給記事によると直大参（五位相当）以下の者と上戸の勤位に一町を班給されていることから、先にみた建物配置とこれとの対比が注目される。また、平城京において六位以下の人物が五条以北に居住している例について、小口雅史氏は、将来高位に昇ることが約束された人物の若き日の地位を示したり、高位高官の生活を支える従者の可能性を推定している（小口1999）。
- 9) このような掘立柱建物の属性の数値的な検討は平城京・長岡京・平安京・古代集落でも検討されている（奈文研1990a・山中1986・網1994・広瀬1989）。
- 10) 興善寺跡の正殿の柱列は2列に並んでいるが、外側の柱列が内側よりも大きく、いわゆる四面庇構造とは考えがたい。しかし、外側柱列で屋根を支えていたとするには梁行4間・12mとなり、距離が大きすぎ建築構造的に問題が多い。長尾充氏のご教示による。
- 11) 飛鳥と新益京の道路についての比較検討は以前に行ったことがある（相原1998）。
- 12) 椋前盆地でも中心部にBクラスの宅地があり、その周辺にCクラスの傾向がみられ、小規模ながら重心がみられる。これについては道路についてもいへ（相原1998）、古代椋隈という特殊地域としての性格付けが必要であろう。
- 13) 藤原宮下層遺跡と先行条坊の性格を検討したものには鬼頭1979・木下1983などがある。
- 14) 近年の本薬師寺の調査で、下層から条坊道路と建物・塀がみつかっており、条坊施工後、一定期間は宅地になっていたことが判明し（奈文研1996b）、条坊施工時期が天武5年まで遡る可能性が高いと考えている。
- 15) 仁藤1992によると、天武12年と持統5年の班給記事の違いは、位階に応じた細かい班給規定と諸王を対象としている点であるとする。ただし、勤以下は位階ではなく戸の規模に応じた班給をしており、右大臣を例外扱いしている。
- 16) 天武天皇の皇子の邸宅については高市皇子が香具山山麓、草壁皇子が鳥宮、忍壁皇子が雷丘周辺、舎人皇子が細川周辺、弓削皇子が南淵山周辺、新田部皇子が八釣山周辺に邸宅が存在していたことが文献史料から伺われる。
- 17) 今回は飛鳥地域の宅地の分布と階層について、掘立柱建物の属性という一側面に焦点をあてて検討を試みた。しかし、都市の要素には多くのものがあり、以前に検討した道路網の復原もそのひとつである。今後さらに別の視点での研究が必要であろう。

## 参考・引用文献

- 相原嘉之1993 「倭京の実像—飛鳥地域における京の成立過程—」『紀要6』滋賀県文化財保護協会
- 相原嘉之1994 「藤原京から新益京へ—その京域をめぐる諸問題—」『文化財学論集』文化財学論集刊行会
- 相原嘉之1998 「飛鳥地域における古代道路体系の検討—都市空間復原に向けての基礎研究—」『郵政考古紀要第25巻』大阪郵政考古学会
- 相原嘉之1999 「飛鳥の道路と宮殿・寺院・宅地—飛鳥の都市景観についての一視点—」『条里制・古代都市研究 通巻15号』
- 明日香村教育委員会1990 「奥山リウグ遺跡の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成元年度』
- 明日香村教育委員会1991 「小原地内の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成2年度』

- 明日香村教育委員会1992 「飛鳥東山地区での調査」『明日香村遺跡調査概報 平成3年度』
- 明日香村教育委員会1993 「中山間地域農業基盤整備事業に先立つ調査（西橘地区）」『明日香村遺跡調査概報 平成4年度』
- 明日香村教育委員会1994 『飛鳥・川原地区内遺跡群発掘調査概報』
- 明日香村教育委員会1996 「1994-14次 酒船石遺跡（第4次）の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成6年度』
- 明日香村教育委員会1997a 「1995-2次 御園アライ遺跡の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成7年度』
- 明日香村教育委員会1997b 「1995-6次 檜前門田遺跡の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成7年度』
- 明日香村教育委員会1998 「1996-9次 川原下ノ茶屋遺跡の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成8年度』
- 明日香村教育委員会1999 「1997-16次 御園西浦遺跡の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成9年度』
- 明日香村教育委員会2000b 「1998-17次 阪田ミヤノ口下遺跡の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成10年度』
- 網 伸也1994 「平安時代初期の大規模宅地造成について」『研究紀要 第1号』京都市埋蔵文化財研究所
- 大脇 潔1998 「藤原京京域復原論」『近畿大学文芸学部論集「文学・芸術・文化」第9巻第2号』
- 橿原市教育委員会1992 「興善寺跡発掘調査現地説明会資料」『平成3年度奈良県内市町村埋蔵文化財発掘調査報告会資料』奈良県内市町村埋蔵文化財技術担当者連絡協議会
- 橿原市教育委員会2000 『五条野内垣内遺跡発掘調査現地説明会資料』
- 橿原市千塚資料館1994 「藤原京右京十二条四坊（第3次）」『かしはらの歴史をさぐる2』
- 橿原市千塚資料館1995 「藤原京左京七条一坊」『かしはらの歴史をさぐる3』
- 橿原市千塚資料館1997 「土橋遺跡」『かしはらの歴史をさぐる5』
- 橿原市千塚資料館1999 「五条野向イ遺跡（植山古墳他）の調査」『かしはらの歴史をさぐる6』
- 岸 俊男1981 「飛鳥と宮都 皇子たちの宮」『季刊明日香風 創刊号』飛鳥保存財団
- 鬼頭清明1979 「藤原京条坊遺構について—近年の発掘調査結果から」『仏教芸術 122号』毎日新聞社
- 木下正史1983 「藤原宮域の開発—宮前身遺構の性格について—」『奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集 文化財論叢』
- 木下正史1991 「飛鳥の邸宅」『季刊明日香風 第38号』飛鳥保存財団
- 木下正史1994 「飛鳥の都市景観—宮宅の分布と立地—」『日本と世界の考古学—現代考古学の展開— 岩崎卓也先生退官記念論文集』
- 竹田政敬1998 「四行八門制の始め」『古代都城制研究会第3回報告集 古代都市の構造と展開』奈良国立文化財研究所
- 寺崎保広1995 「古代都市論」『岩波講座 日本通史 古代4』
- 奈良県教育委員会1998 『奈良県遺跡地図 第2分冊』
- 奈良県立橿原考古学研究所1983a 「平田クルマゴエ遺跡 県道御園～豊浦線に伴う発掘調査Ⅱ」『奈良県遺跡調査概報 1982年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所1983b 「檜前上山遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1982年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所1983c 「高松塚周辺遺跡調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1982年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所1984a 「御園チシヤイ遺跡発掘調査概要」『季刊明日香風 第12号』飛鳥保存財団
- 奈良県立橿原考古学研究所1984b 「佐田遺跡群発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1983年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所1985 「檜前上山遺跡発掘調査概報Ⅱ」『奈良県遺跡調査概報 1984年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所1996 『高家遺跡群Ⅰ』
- 奈良国立文化財研究所1973 「飛鳥資料館建設地の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報3』
- 奈良国立文化財研究所1975 「藤原宮第15次の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報5』
- 奈良国立文化財研究所1978a 『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ』
- 奈良国立文化財研究所1978b 「平吉遺跡の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報8』
- 奈良国立文化財研究所1985 「藤原宮第44次調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報15』
- 奈良国立文化財研究所1986 「左京六条三坊の調査（第45次・46次）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報16』
- 奈良国立文化財研究所1987a 「左京六条三坊の調査（第47・50次）」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報17』

- 奈良国立文化財研究所1987b 『藤原京右京七条一坊西南坪発掘調査報告』
- 奈良国立文化財研究所1988a 『藤原宮東方官衙・内裏東外郭地域の調査（第55次）』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報18』
- 奈良国立文化財研究所1988b 『左京六条三坊の調査（第55・54-1次）』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報18』
- 奈良国立文化財研究所1990a 『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』
- 奈良国立文化財研究所1990b 『山田寺第7次調査』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報20』
- 奈良国立文化財研究所1991a 『左京四条三坊の調査（第66-7次）』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報21』
- 奈良国立文化財研究所1991b 『右京七条一坊の調査（第63次等）』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報21』
- 奈良国立文化財研究所1992 『左京十一條三坊の調査（第66-1・13次）（雷丘北方遺跡）』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報22』
- 奈良国立文化財研究所1994 『左京十一條三坊（雷丘北方遺跡）の調査（第69-13・第71-8次）』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報24』
- 奈良国立文化財研究所1995a 『左京十一條三坊（雷丘北方遺跡第4次）の調査（第71-13次）』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報25』
- 奈良国立文化財研究所1995b 『甘樞丘東麓遺跡の調査』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報25』
- 奈良国立文化財研究所1996a 『内裏東官衙・東方官衙北地区の調査（第78次調査・第78-7次調査）』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報26』
- 奈良国立文化財研究所1996b 『本薬師寺の調査』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報26』
- 奈良国立文化財研究所1998 『飛鳥池遺跡の調査―第84次・87次』『奈良国立文化財研究所年報1998-Ⅱ』
- 奈良国立文化財研究所1999a 『飛鳥池遺跡の調査―第87次・93次』『奈良国立文化財研究所年報1999-Ⅱ』
- 奈良国立文化財研究所1999b 『飛鳥池東方遺跡の調査―第92次・第91-6次』『奈良国立文化財研究所年報1999-Ⅱ』
- 奈良国立文化財研究所1999c 『藤原京右京八条一坊の調査―第90次』『奈良国立文化財研究所年報1999-Ⅱ』
- 仁藤敦史1992 『倭京から藤原京へ―律令国家と都城制』『国立歴史民俗博物館研究報告 第45集』
- 林部 均1999 『藤原宮と『藤原京』―一条坊制導入期の古代宮都の―様相』『古代学研究 第147号』古代学研究会
- 広瀬和雄1989 『畿内の古代集落』『国立歴史民俗博物館研究報告 第22集』
- 山下信一郎1998 『宅地の班給と売買』『古代都城制研究集会第3回報告集 古代都市の構造と展開』奈良国立文化財研究所
- 山中 章1986 『長岡京の建築構造と宅地の配置』『長岡京古文化論叢』中山修一先生古稀記念事業会
- 和田 萃1991 『奈良・県立明日香養護学校遺跡』『木簡研究 第13号』木簡学会

#### 挿図出典

第1図：筆者作成

第2図：筆者作成

第3図：筆者作成

第4図：筆者作成

第5図：橿原市2000を転載

桁行・間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
藤原宮	00.0	09.3	24.1	09.3	09.3	11.1	13.0	03.7	05.6	00.0
4町宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	22.3	00.0	66.6	11.1	00.0	00.0
2町宅地	00.0	00.0	33.3	22.3	33.3	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
1町宅地	00.0	05.4	37.8	13.5	16.3	10.8	13.5	02.7	00.0	00.0
1/2町宅	00.0	25.0	37.5	37.5	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
1/4町宅	00.0	06.4	51.6	32.3	00.0	09.7	00.0	00.0	00.0	00.0
1/8町宅	00.0	20.0	40.0	40.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
桁行・間	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
藤原宮	01.8	01.8	00.0	03.6	00.0	00.0	00.0	05.6	00.0	01.8
4町宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
2町宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	11.1	00.0	00.0	00.0
1町宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
1/2宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
1/4宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
1/8宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0

表1 新益京内掘立柱建物桁行間数 (%)

桁行・尺	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
藤原宮	00.0	09.3	09.3	08.0	13.3	18.7	22.7	17.4	00.0	00.0	00.0	01.3
4町宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	20.0	60.0	10.0	10.0	00.0	00.0	00.0
2町宅地	00.0	09.1	00.0	09.1	27.2	45.5	09.1	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
1町宅地	00.0	03.5	15.8	15.8	28.1	17.5	15.8	03.5	00.0	00.0	00.0	00.0
1/2宅地	00.0	09.0	09.1	09.1	36.4	36.4	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
1/4宅地	00.0	02.7	18.9	32.4	37.8	08.2	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
1/8宅地	07.7	07.7	00.0	76.9	07.7	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0

表2 新益京内掘立柱建物桁行寸法 (%)

梁行・間	1	2	3	4
藤原宮	05.6	73.2	21.2	00.0
4町宅地	00.0	75.0	25.0	00.0
2町宅地	00.0	63.6	36.4	00.0
1町宅地	03.7	77.4	18.9	00.0
1/2宅地	00.0	90.9	09.1	00.0
1/4宅地	02.3	90.9	06.8	00.0
1/8宅地	00.0	100.0	00.0	00.0

表3 新益京内掘立柱建物梁行間数 (%)

梁行・尺	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
藤原宮	00.0	00.0	00.0	03.9	13.2	15.8	13.2	17.1	18.4	14.5	03.9	00.0
4町宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	09.1	00.0	36.3	45.5	09.1	00.0
2町宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	18.2	27.3	27.3	18.2	09.0	00.0	00.0	00.0
1町宅地	00.0	00.0	00.0	01.8	19.6	26.8	28.6	10.7	07.1	05.4	00.0	00.0
1/2宅地	00.0	00.0	00.0	09.1	09.1	27.3	18.1	36.4	00.0	00.0	00.0	00.0
1/4宅地	00.0	00.0	02.3	09.3	16.3	34.9	20.9	16.3	00.0	00.0	00.0	00.0
1/8宅地	00.0	00.0	00.0	14.2	28.6	28.6	28.6	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0

表4 新益京内掘立柱建物梁行寸法 (%)

柱穴径cm	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
藤原宮	00.0	00.0	00.0	03.5	05.9	14.1	08.2	07.1	07.1	17.6
4町宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	16.7	00.0	00.0	16.7
2町宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	11.1	00.0	00.0	22.2	11.1	33.4
1町宅地	00.0	00.0	00.0	01.9	09.6	23.1	13.5	11.6	13.5	13.5
1/2宅地	00.0	00.0	09.1	00.0	09.1	63.6	00.0	18.2	00.0	00.0
1/4宅地	00.0	00.0	00.0	19.4	19.4	29.0	09.7	09.7	00.0	06.4
1/8宅地	00.0	00.0	14.3	42.9	14.3	00.0	28.5	00.0	00.0	00.0
柱穴径cm	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200
藤原宮	09.4	16.5	03.5	03.5	00.0	02.4	01.2	00.0	00.0	00.0
4町宅地	00.0	66.6	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
2町宅地	00.0	11.1	11.1	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
1町宅地	03.8	03.8	03.8	00.0	01.9	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
1/2宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
1/4宅地	06.4	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
1/8宅地	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0

表5 新益京内掘立柱建物柱掘形径 (%)

桁行・間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
宮・官衙	00.0	05.5	23.1	18.6	12.1	11.0	08.8	07.7	02.2	01.1
宮 殿	00.0	00.0	00.0	25.0	18.8	18.8	18.8	12.4	00.0	00.0
離 宮	00.0	00.0	12.5	37.5	12.5	00.0	12.5	00.0	00.0	00.0
官 衙	00.0	07.5	29.9	13.3	10.4	10.4	06.0	07.5	03.0	01.5
宅 地	03.1	18.9	38.3	18.4	11.5	03.5	02.5	01.0	00.0	00.6
桁行・間	11	12	13	14	15	16	17	18	24	45
宮・官衙	02.2	02.2	00.0	01.1	01.1	00.0	00.0	01.1	01.1	01.1
宮 殿	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	06.2	00.0
離 宮	00.0	00.0	00.0	12.5	12.5	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
官 衙	03.0	03.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	03.0	00.0	01.5
宅 地	00.6	00.0	00.6	00.0	00.0	00.0	01.0	00.0	00.0	00.0

表6 飛鳥地域の掘立柱建物桁行間数 (%)

桁行・尺	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
宮・官衙	00.0	03.3	04.1	13.0	32.5	21.1	13.0	12.2	00.8	00.0	00.0	00.0
宮 殿	00.0	00.0	00.0	05.0	05.0	15.0	40.0	30.0	05.0	00.0	00.0	00.0
離 宮	00.0	00.0	00.0	36.4	09.1	18.1	00.0	36.4	00.0	00.0	00.0	00.0
官 衙	00.0	04.3	05.4	12.0	41.4	22.8	08.7	05.4	00.0	00.0	00.0	00.0
宅 地	00.0	03.5	16.1	28.7	26.6	12.9	06.6	03.8	00.7	00.7	00.0	00.4

表7 飛鳥地域の掘立柱建物桁行寸法 (%)

梁行・間	1	2	3	4
宮・官衙	04.0	66.2	29.0	00.8
宮 殿	03.7	81.5	14.8	00.0
離 宮	00.0	55.6	44.4	00.0
官 衙	04.5	62.5	31.8	01.2
宅 地	09.5	81.3	09.2	00.0

表8 飛鳥地域の掘立柱建物梁行間数 (%)

梁行・尺	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
宮・官衙	00.0	00.0	00.0	04.2	07.5	09.2	33.3	20.0	12.5	11.7	01.6	00.0
宮 殿	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	04.3	13.1	13.1	26.1	39.1	04.3	00.0
離 宮	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0	66.7	00.0	11.1	22.2	00.0	00.0
官 衙	00.0	00.0	00.0	05.7	10.2	11.4	35.2	23.9	09.1	03.4	00.0	01.1
宅 地	00.0	00.0	01.0	06.3	27.5	22.0	22.0	11.5	04.2	04.2	01.0	00.3

表9 飛鳥地域の掘立柱建物梁行寸法 (%)

柱穴径cm	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
宮・官衙	00.0	00.0	00.0	02.3	02.3	07.5	06.8	08.3	06.8	14.3
宮 殿	00.0	00.0	00.0	00.0	03.6	00.0	07.1	00.0	00.0	10.7
離 宮	00.0	00.0	00.0	09.1	00.0	09.1	00.0	09.1	00.0	36.3
官 衙	00.0	00.0	00.0	02.1	02.1	09.6	07.4	10.6	09.6	12.8
宅 地	00.0	00.3	04.4	16.8	12.8	19.0	11.8	13.8	06.8	07.0
柱穴径cm	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200
宮・官衙	07.5	18.0	12.0	06.8	03.8	00.0	00.0	01.3	00.0	02.3
宮 殿	03.6	21.4	25.0	17.9	07.1	00.0	00.0	03.6	00.0	00.0
離 宮	00.0	18.2	00.0	09.1	09.1	00.0	00.0	00.0	00.0	00.0
官 衙	09.6	17.0	09.6	03.2	02.1	00.0	00.0	01.1	00.0	03.2
宅 地	03.7	01.2	01.0	00.0	00.0	00.3	00.0	00.3	00.0	00.0

表10 飛鳥地域の掘立柱建物柱掘形径 (%)

遺 跡	区画規模	建物属性による階級	備 考
小山田遺跡	東西41～45m 約50m四方? 東西60m 東西66m 東西78m	Aクラス Bクラス Aクラス Bクラス Aクラス	地形から区画の存在の可能性あり
藤原宮南東隅下層遺跡			区画の南東隅を検出
興善寺跡			区画南辺に門あり
藤原宮内裏東官衙下層遺跡			
檜前門田遺跡			区画の西南隅を検出
五条野向イ遺跡			区画南辺に門あり
藤原京左京六条三坊下層遺跡			区画南辺に門あり
雷丘北方遺跡			2町宅地

表11 飛鳥地域の区画塀を伴う宅地